

いのまき

ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>
E-mail : info@i-houjinkai.jp

2012.12.1

200

号

発行／社団
法人 石巻法人会
広報委員会

〒986-0032
石巻市開成一番地35
(石巻ルネッサンス館1F)
TEL (0225) 93-6704
FAX (0225) 93-6705

印刷／株松弘堂



第 29 回法人会全国大会北海道大会

記念講演 講師：慶應義塾大学法学部教授 片山義博氏
演題：「地方の再生と日本の将来」

主な内容

平成 25 年度税制改正への法人会の提言	P2,3
消費税引き上げへ法人会が求めるもの	P4
給与所得者の個人住民税は特別徴収で納めましょう	P5
胆力を養う論語の言葉ーしょんぼりするな、まだやれる	P6,7
表彰関係について、豊島法人会へ表敬訪問、	
青年部会設立 20 周年事業 東ちづるの 3.11 チャリティー絵画展	P8
事業報告	P9
平成 24 年度 税を考える週間行事	P10
石巻税務署からのお知らせ	P11
新入会員の紹介及び哀悼録、行事予定、各セミナー予定	P12





増税だけに頼るのでなく、徹底した歳出削減の実施を!

平成25年度税制改正への法人会の提言

法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。法人会は有史以来60年近くに亘り、毎年、提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を続けてきています。

提言は、財政や税制に関して多岐にわたる内容で、論理的に構成されていますが、主旨を要約整理し掲載いたします。

年金については「支給開始年齢の引き上げ」「デフレ下で年金額を下げる仕組み」等、抜本的な施策の検討が必要である。全額税方式による最低保障年金は、限られた税財源を考慮すれば、非現実的と考える。

給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要であり、また、薬価では後

ど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。法人会は有史以来60年近くに亘り、毎年、提言をまとめ、政府や関係省

廳に実現を求めて要望運動を続けてきています。

年金については「支給開始年齢の引き上げ」「デフレ下で年金額を下げる仕組み」等、抜本的な施策の検討が必要である。全額税方式による最低保障年金は、限られた税財源を考慮すれば、非現実的と考える。

消費税率の引き上げにあたっては、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう強く求めます。下請法、独禁法などの法整備・監視はもちろんのこと、事業者間取引に外税率を義務化することなども検討課題となる。

逆進性対策の一つとして「複数税率」(軽減税率)の導入

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

え方

成立した社会保障と税の一体改革関連法は、消費税率を2014年4月に8%、15年10月に10%へ引き上げることが柱となり、我が国経済にとつても今回の一体改革関連法成立はプラスに働くと受け止めたい。

今後の社会保障改革でも重要なのは、給付の重点化・効率化であり、その際、「自助」「公助」という基本的的理念を基に、役割分担を見直す必要がある。

■消費税率引き上げに伴う対応措置

消費税率は税率引き上げ実施に伴う円滑化対策や逆進性への対策については、企業の経済活動や国民生活を左右する重要な課題であり、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。

発医薬品の使用促進を図るべきである。生活保護給付は3兆円を超す規模に膨らんでいる。問題となっている不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。

が検討事項とされているが、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。

また、インボイスの導入については、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考える。低所得者対策として「複数税率」と共に「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしているが、ばらまき政策とならないよう強く求める。

■財政健全化に向けて

①国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を2015年度半減し、20年度黒字化、②債務残高対GDP比を21年度から引き下げを着実に達成すべきである。

聖域なき歳出削減を徹底するには、①国債発行44兆円以下、②基礎的財政収支対象経費の上限71兆円――と

が検討事項とされているが、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)

では不十分である。社会保障を含めて各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

来年度予算編成では、消費税引き上げがもたらす景気への影響緩和の対応や震災対応に名を借りた歳出圧力が目立ち、消費税の税収増を当て込んだ財政規律の緩みは、厳に戒めねばならない。

■行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはい、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要であるにもかかわらず、改革の取組みは極めて不十分である。

国・地方における議員定数と歳費の削減、国・地方公務員の人員と人件費の削減、事業仕分け等による特別会計と独立行政法人の無駄の

削減を徹底すべきである。

II. 経済活性化と中小企業対策

■法人税率の引き下げ

わが国の立地条件や競争力強化の観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの30%以下の実効税率を実現するよう求める。

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

■事業承継税制の拡充

わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与える

ものである。

平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

欧洲主要国では相続税体系は多様ながら、税制上、事業承継を優先させる考え方では一致しており、各種特例や優遇措置が整備されているのに對して、わが国の納稅猶予制度は、歐州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧洲主要国並みの本格的な事業承継税制の創設が必要と考える。

わが国においても、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用資産を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

■中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるよう、な税制の確立が求められる。

中小企業の技術革新など経済活性化に資する、①中小企業投資促進税制、②中小企業等基盤強化税制、③少額減価償却資産の即時償却の措置は本則化するよう求める。

交際費については、これまで数次にわたる見直し改正が行われてきたが、中小企業にとって交際費は顧客、取引先との関係維持や新規開拓に必要な支出であることから、とつて交際費は顧客、取引先との関係維持や新規開拓に必要な支出であることから、

①損金不算入割合10%の撤廃、②資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める、③社会慣習上その支出を避け難い慶弔費で常識上相当と認められる金額(1件当たり1万円程度)については、交際費課税の対象から除外するよう、見直しを求める。

消費税引き上げ 法人会が求めるもの



消費税増税関連法案が平成24年8月に成立したことによって、消費税率が平成26年4月から8%、さらに平成27年10月からは10%へ引き上げられることになつた。

これには、景気条項（附則18条）が設けられ、経済成長率が名目3%・実質2%の努力目標を掲げ、消費税率引き上げ前の経済状況を総合的に判断し、その「施行停止」を含め所要の措置を講ずるとしてあり、総選挙後の政権枠組みなどによつては、流動的な側面もある。

平成24年10月に、内閣府が「景気基調判断を足踏み」から「下方への局面変化を示している」と修正したこ

とで、附則18条発動への現実味が増した。

しかし、法案成立には重きもあり、また、財政健全化と社会保障の安定財源にとって消費増税は不可避であり、国債の信用力低下による長期金利上昇を招きかねず、日本経済の展望を失いかねない。

法人会は、消費税増税関連法案の成立を受け、建設的な提言を内外に強く伝えている。

無論、財政健全化と社会保障の安定財源を確保する消費税率引き上げであるとしても、広く国民に痛みを

転嫁が実現できるように求めた。

その際、下請法や独禁法などの法整備と監視を強めることは勿論のこと、事業者間での取引に際しては外税表示を義務化することを検討すべきとした。

また、消費税引き上げ時に、最大の課題とされる、高額所得者よりも低所得者の税負担割合が重くなるという、いわゆる逆進性対策について、法人会は次の2点を主張している。

まず、本来の税率以外に、特定の物品やサービスについて軽減した税率を適用するという複数税率（軽減税率）の導入については、事業者の事務負担の軽減、税務執行コストの軽減、さらには簡素な税制といった観点から、本則としての単一税率であることが望ましいとした。

さらに、消費税負担分を低所得者に還付する措置として、給付付き税額控除の導入を検討することについ

ては、当面は、一定額の現金給付といつた簡素な給付措置を講ずるように求めた。

その場合、給付の方法や対象を十分に考慮して、ばらまき政策とならないよう

と釘を刺した。

消費税率を平成26年4月から引き上げるためには、平成25年1月に予定されて

いる通常国会へ消費増税改正法案を提出しなければならない。

このため、新年明けから、上記の課題に対する議論が

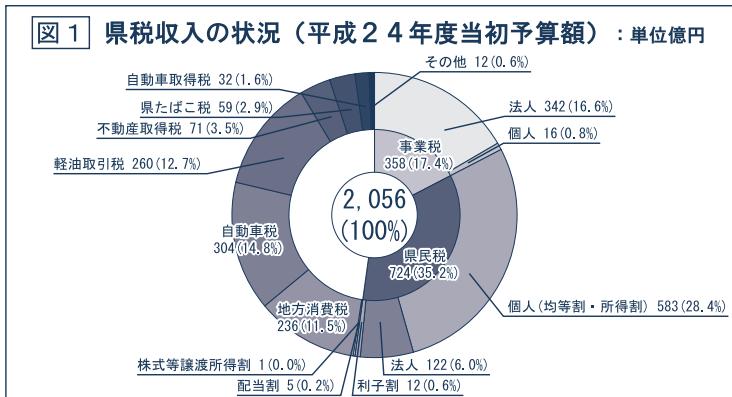
白熱していくと思われるが、法人会の提言主張が反映されることを強く願いたい。

消費増税に関連するものではないが、例年、次年度予算編成が年末に行われ、翌年4月からの予算執行を可能にしてきた。しかし、総選挙が年末に行われるごとに、遅延が危惧される。4月からの予算執行

を可能にするため、政治は全力を挙げて予算編成に取り組むことを、緊急に切望することを付言したい。

給与所得者の個人住民税は、特別徴収 給与天引きで納めましょう！

県と市町村では、個人住民税の「特別徴収」を行っていない事業主の方へ、特別徴収への移行をお願いしています。平成25年度からは、特別徴収を行っていない事業主の方に対し、 「特別徴収義務者」として指定を行い、給与天引きによる特別徴収を進めています。



個人住民税は、住民の皆さんに対する行政サービスに必要な経費を住民の皆さんに広く分担していただくための税金で、市町村が収入の28.4%を占める貴重な個人住民税です。個人住民税は、宮城県の県税収入に対する「個人住民税」と呼んでいます。

個人住民税とは？

な財源となつており、現在は震災復興のためにも使われています（図1）。

個人住民税の納め方

給与所得者の個人住民税は、事業主（給与支払者）が給与から天引きして、従業員（納税義務者）に代わって市町村に納入する「特別徴収」をすることが、法律や条例により、義務付けられています（図2）。従業員数が少ないことや、経理担当者の業務繁忙などを理由として特別徴収を行わないことは認められていません。

特別徴収への移行を

県内では、本来、事業主の方が特別徴収により納めるべき個人住民税を、給与所得者の3割の方が、直接窓口に出向いて納付しているのが現状です。このような状況を改善するために、県では市町村と一緒にして、特別徴収を行つてない事業主の方へ「特別徴収義務者」になるよう

図2 特別徴収による納税のしくみ～個人住民税が給与天引きになります～

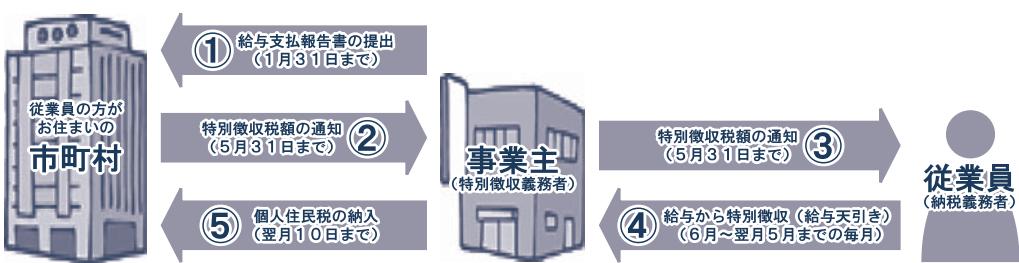
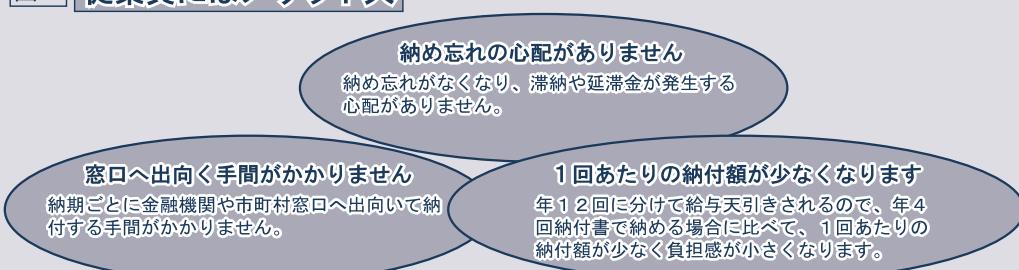


図3 従業員にはメリット大



お願いしています。
平成25年度からは、県内市町村で特別徴収義務者指定の手続きを進め、特別徴収への移行を進めていきます。
特別徴収することにより、従業員の方には、納税のた

めに窓口へ出向く手間がなくなるなどのメリットがあります（図3）。
事業主の方にも、特別徴収についての御理解と御協力をお願ひします！

特別徴収の制度に関するご質問

問 県税務課 TEL 022(211)2326
<http://www.pref.miagi.jp/zeimu/>

特別徴収の手続きに関するご質問

問 従業員方がお住まいの市町村
(個人住民税の課税担当課)

胆力を養う 論語のことば

しょんぼりするな、まだやれる

オフィスハセガワ 風土刷新コンサルタント 長谷川 孝幸

●昔を思えば怖れるものはない

孔子は苦労人であった。
孔子イコール学者という

イメージが一般的ですが、
そもそも孔子は困窮辛苦の
人であったのです。

吾少也賤 故多能鄙事

(吾 少きとき賤きなり 故

に鄙事に多能なり) 子罕篇
孔子の幼少期から青年期
というのは、

① さほど豊かではない農
家の育ちであれこれらの作
業や家事を進んで行なわ
なければならなかつた。

② 障害のある異母兄に代
わり一家を支える必要が
あつた。

③ 学問を志し学問に秀で
ていたけれど農民出身の
孔子には後ろ盾がなく世
に出るチャンスに恵まれ

孔子にはそういう中を生
き抜いてきたという自負が
あつたと思われます。

温室育ちのプリンスとは
違う、自分は艱難辛苦を乗
り越えてきたという体感的
な自信が孔子にはあつたの
です。

●「あるべき姿」が実現されればよい

孔子は現実主義者だった。
これもピンとこないかも
しませんが、

子曰 知者不惑 仁者不

憂 勇者不懼

(子曰く、知者惑はず 仁
者憂へず 勇者懼れらず)
子罕篇

ものを知つていれば迷う

困難を乗り越える、特に

サルタントの大サクセスス
トーリーであると見てよい
でしょう。

孔子がなぜ信念を貫くこ
とができたのか。

それは失うものが何もな
い、上を向いて歩くしかな
かつたからです。

昔を思えば、学者として、
政治家として、教育者とし
て、公人として、困難にぶ
つかつても怖くなかったの
こと)に多能なり」という
言葉は「俺はどうやつたつ
て生きていける」という、
ものすごい自信の宣言です。

そして環境を責め運命を
恨み、先行きを怖れます。
しかし私たちは「こつこ
つとあるべき姿を実現する
ことが問題解決の妥当な道
筋」でありますことを頭ではわ
かっています。

だのに、あるべき姿の実
践よりも速効性の高い特効
薬がないか探しします。

孔子の時代もそうだった
のでしょうか。

政治も経済も安定しなか
つた当時、ただただおろお
ろする人が少なくなかつた
のでしょうか。

若い時代の困窮を乗り切る
というのは、いくら孔子で
も大変だったはずです。
当然、試行錯誤があつた
でしよう。

そして行き着いた結果と
いうのが、この教えなので
す。

苦しいとき、私たちは一
刻も早く現状が打開される
ことを願います。

「原因自分論」で発想す
ることができるにくくなりま
す。

「原因自分論」で発想す
ることができるにくくなりま
す。

「原因自分論」で発想す
ることができるにくくなりま
す。

しかし孔子は「あるべき姿をこつこつ実践し、きちんと力を蓄えなさい」と言ったのです。

わかつていたのです、孔

子はそれが近道であるといふことを。

- ・知者不惑……テクニカルスキルが備わっていれば正しい行動がとれる
- ・仁者不憂……ヒューマン

●カツコつけんなよ?

孔子は、やはりしたたかです。

子曰 士志於道 而恥惡

衣悪食者 未足與議也
(子曰く、士の道に志すに悪衣悪食を恥ず者は未だ与に議するに足らず) 里

仁篇
何かやろうという心意気があるというなら、ファッショングルメに腐心して生活レベルに不平を言つているようでは、話にならない。

孔子に言わせれば「話す価値もない奴」ということでしょう。

でも

「ボロは着てても、心のものをして着て旨いものを食べたいという煩惱は強いのです。

す。

孔子に言わせれば「話す価値もない奴」ということ

でしょう。

それでもやはりシャレたものを着て旨いものを食べたいという煩惱は強いのです。

す。

孔子に言わせれば「話す価値もない奴」ということ

でしょう。

暮らしのレベルが少々下がることを怖れずに、こつこつ働くことができれば、心安らかで、しつかり仕事ができるのではありませんか?

か?

これは私たちお互いが、やはり孔子から学ばなければいけないことです。

いものです。

しかし、そんなものはくい。耳が痛いことです。役人の家に育ちましたか

スキルが高い人は心豊かに暮らしていく

- ・勇者不懼……コンセプチユアルスキルが高ければポジティブに進める

みなさんはいろんな本で読んで、あるいはセミナーに出て、こんなことはよくよくおわかりと思います。

これは実は大昔に孔子も言っていたことなのです。

暮らしのレベルが下がることへの漠然とした不安な

確かに今の景況は暗い。

個人事業主の私は毎日毎

日が自転車操業です。

それでも心の底にある怖

れは「餓死」ではなくて「自分

の衣食住のレベルが下が

ることへの不安」です。

孔子にしてみれば愚かしい奴です。

暮らしのレベルが少々下がることを怖れずに、こつこつ働くことができれば、心安らかで、しつかり仕事ができるのではありませんか?

か?

これは私たちお互いが、やはり孔子から学ばなければいけないことです。

いものです。

だらないと、孔子は言い切っています。

私たちが今、怖れているのは、「餓死」でしょうか?

商売が厳しいという人は少なくないでしょうが、餓死レベルの切実さなのでしょうか?

暮らしのレベルが下がることへの不安なではないでしょうか。

確かに今の景況は暗い。

個人事業主の私は毎日毎

日が自転車操業です。

それでも心の底にある怖

れは「餓死」ではなくて「自分

の衣食住のレベルが下が

ることへの不安」です。

孔子にしてみれば愚かしい奴です。

暮らしのレベルが少々下がることを怖れずに、こつこつ働くことができれば、心安らかで、しつかり仕事ができるのではありませんか?

か?

これは私たちお互いが、やはり孔子から学ばなければいけないことです。

いものです。

●胆力ということ

今回のテーマは「胆力を養う」ということですが、

胆力などというものは決意すれば養えるものではないと私は思っています。

成功の基本形を押さえて行動しなければ胆力なんて単なる根性論です。

しかし「論語」は、二千五百年風化しなかつた成功の基本形です。

どうか拾い読みでよいですかく目を通していただきたいのです。

重ねて申しますが、孔子はしたたかな苦労人です。「論語」はしたたかな苦

労人の体験談です。

だから、今ちょっと苦労している人の参考になるのです。

したたかな人のやり方を

まねてしたたかになる、こ

とあります。

胸を張って仕事をしまし

ょう。それが胆力です。

暮らしたときを忘るなよ
いまはさかなで飯をくふとも

長松日扇上人

以上の方が受彰致しました。	☆東北六県連会長表彰	石巻税務署長表彰	☆納稅表彰受賞者
当会副会長	西條 千葉	当会常任理事	近江
当会副会長	利市 政武	当会常任理事	鈴木 敬幸
			惠一

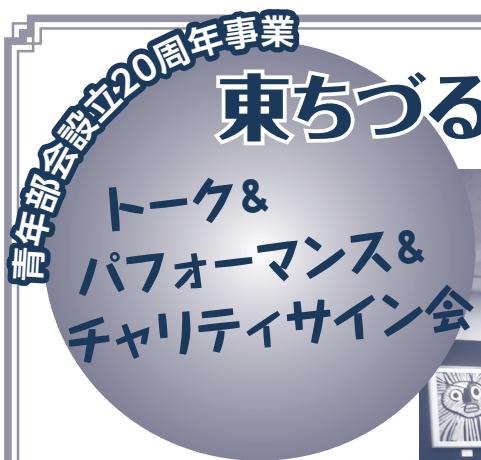
平成 24 年度 納稅表彰



公益社団法人 豊島法人会へ表敬訪問



東ちづるの 3.11 チャリティー絵画展



平成 24 年 10 月 27 日
～ 11 月 7 日まで
絵画展実施



平成 24 年 11 月 4 日 トーク&パフォーマンス&チャリティサイン会



事業報告

1 日で分かる 経理の実務



日時：7月 24 日(火)
午後 1 時 30 分～
会場：石巻グランドホテル
講師：(株)日本マネージメントリサーチ講師
林 忠 史 氏

雇用のミスマッチ を解決する トラブル防止法



日時：9月 13 日(木)
午後 1 時 30 分～
会場：石巻グランドホテル
講師：(株)日本マネージメントリサーチ講師
假 谷 美 香 氏

お店と地域が輝く おもてなし



日時：10月 15 日(月)
午後 1 時 30 分～
会場：石巻グランドホテル
講師：(株)日本マネージメントリサーチ講師
黒 田 美 佳 氏

“簿記実務講座” 6回シリーズ



日時：10月 9 日(火)～ 25 日(木)
午後 6 時～
会場：かほくホール
講師：東北税理士会石巻支部所属
税理士 山 本 英 寿 氏
河南桃生支部主催

「樂天イーグルス 観戦バスツアー」



日時：9月 22 日(土)
会場：クリネックススタジアム

税務研修会

日時：10月 4 日(木)
会場：石巻グランドホテル
講師：石巻税務署
法人第 1 部門担当官





平成 24 年度 「税を考える週間行事」

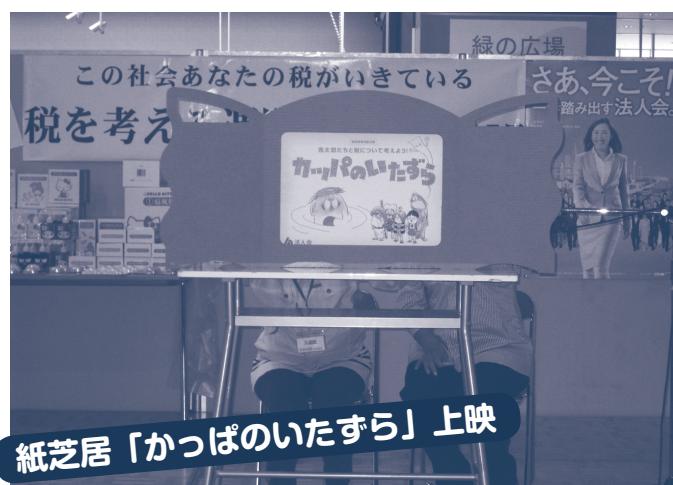
11 月 11 日～17 日

テーマ：「税の役割と税務署の仕事」

日 時：平成 24 年 11 月 11 日(日)

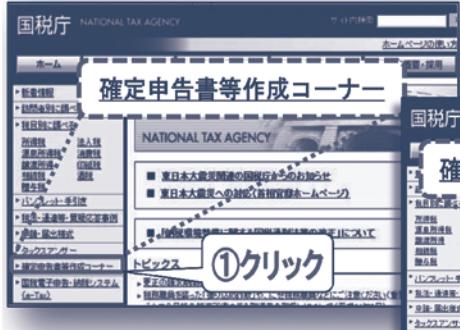
会 場：イオンモール石巻

社団法人石巻法人会青年部会・女性部会主催



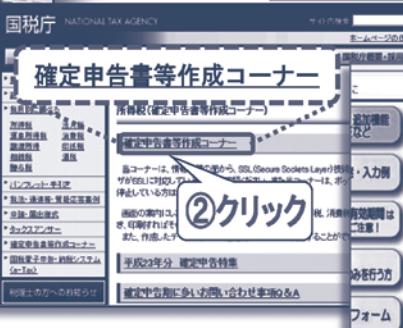
石巻税務署からのお知らせ

**東日本大震災に係る雑損失の繰越控除を受ける方も
国税庁ホームページで確定申告書を作成できます。**

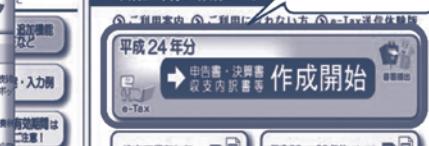


www.nta.go.jp 確定申告 検索

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)のトップページから
①→②→③→④の順番で確定申告書作成画面へ！！



③クリック



④クリック



国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、自分で確定申告書が作成できます。

作成した申告書は、税務署に郵送又は窓口に提出してください。

e-Tax（電子申告）による提出もできます。（事前の届出が必要です。）

雑損失の繰越控除額の入力

年次	平成 22 年度	平成 23 年度
収入額	(1)	(2)
支払額	(3)	(4)
差し引く額	(5) = (1) - (3)	(6) = (2) - (4)
本年分の収入額や控除額等の入力後、 本年分で差し引く雑損失額を クリック！		
被災地	公的年金額	支給額
扶養親族額	第一扶養親族額	(7)
扶養親族額	(8)	(8)
扶養親族額	扶養親族額	(9)
扶養親族額	扶養親族額	(10)
扶養親族額	扶養親族額	(11)
扶養親族額	扶養親族額	(12)
扶養親族額	扶養親族額	(13)
扶養親族額	扶養親族額	(14)

平成 22 年分 (2 年前)	被災純損失 (青色・白色)	円
居住用財産に係る通算後進度損失	円	
特定雑損失以外の雑損失	円	
特定雑損失	25,000,000	円
被災純損失以外の純損失 (第四表付表(一)の(70)の金額)	円	
被災純損失 (第四表付表(一)の(70)の金額)	円	
平成 23 年純損失 (第四表付表(一)の(70)の金額)	円	
被災事業用資産の損失(山林以外) (第四表付表(一)の(77)の金額)	円	
被災純損失(山林以外) (第四表付表(一)の(77)の金額)	円	
平成 23 年特定純損失(山林以外) (第四表付表(二)の(82)の金額)	円	
居住用財産に係る通算後進度損失 (第四表付表(一)の(71)の金額)	円	
特定雑損失以外の雑損失 (第四表付表(二)の(82)の金額)	円	
特定雑損失 (第四表付表(二)の(82)の金額)	25,000,000	円

申告のために
準備するもの

1 所得金額や
所得控除額が
わかる書類
【源泉徴収票や
社会保険料控除
証明書など】

2 前年分の確定申
告書の控え又は
更正通知書

「特定雑損失」の金額を入力します。

源泉徴収義務者の方へのお願い

平成 24 年分の所得税の確定申告は、東日本大震災に伴い雑損控除等を適用した還付申告者の増加により、混雑が予想されております。混雑を少しでも緩和し納税者の利便性向上を図るために、従業員の方々への源泉徴収票の早期交付に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

損失額の計算・申告書作成などで、ご不明な点がございましたら、税務署へお尋ねください。

石巻税務署 0225-22-4151

音声案内に従い、「0」番を選択する
と電話相談センターにつながります。

(株)Wor^k千葉
(有)ヤマイ運輸
(株)たんぽぽ
(株)そうじ屋みかわ
(株)海心フーズ
(株)田伝むし
(有)ワールドカラー写真
(株)福祉らぼーる
(株)櫻工房

会員紹介

代表取締役	阿部圭一	石巻市新橋
代表取締役	嶋田 龍	石巻市中里三丁目
代表取締役	多田 賢	石巻市鹿妻南二丁目
代表取締役	佐藤光一	石巻市流留家の前
代表取締役	熊谷しげよ	石巻市中央一丁目
代表取締役	阿部吉昭	石巻市渡波町二丁目
代表取締役	藤田 忍	石巻市日和が丘二丁目
代表取締役	千葉麻由良	東松島市矢本字蜂谷浦
代表取締役	伊藤忠文	石巻市中里六丁目
代表取締役	伊藤泰広	石巻市鹿又字学校前
代表取締役	三川栄治朗	東松島市赤井字中新丁
代表取締役	木村 純	石巻市鹿又字中山
代表取締役	細川和寿	石巻市松並一丁目
代表取締役	遠藤洋治	石巻市和済字清水
代表取締役	笛谷真由美	石巻市駅前北通り
代表取締役	伊藤健一	石巻市大街道四丁目

六月十九日	東北総合サービス(株)	代表取締役 今野 義輝殿	ご尊父 今野 駒吉殿逝去
六月三十六日	大和建設(株)	代表取締役 和田 純大殿	ご尊父 和田 伸一殿逝去
七月二日	(有)鹿妻産業	代表取締役 阿部 紗吉殿	ご母堂 阿部喜美子殿逝去
七月十五日	(株)狩野緑化建設	代表取締役 狩野 裕司殿	ご尊父 狩野 順司殿逝去
七月二十三日	(有)ヤマサ佐々木産業	代表取締役 佐々木康雄殿	ご尊父 佐々木 康殿逝去
七月二十九日	(株)コバヤシ製作所	代表取締役社長	
七月二十六日	(株)ヤマホン	代表取締役務 山本 丈晴殿	ご令室
七月三十日	(有)マルヒテ今野鉄工所	代表取締役	
八月二十日	(株)まるたか水産	代表取締役 高橋 雄治殿	ご尊父 今野 秀夫殿逝去
九月八日	(有)うつみ	代表取締役 内海 將幸殿	ご母堂 高橋 民雄殿逝去
九月十六日	(有)相澤工務店	代表取締役 相澤 勝殿	ご母堂 齋藤 磨殿逝去
九月十七日	(有)小岩興業	代表取締役 小岩 繁夫殿	ご母堂 小岩さた子殿逝去
九月三十日	富士國物産(株)	代表取締役 遠藤祐二郎殿	ご母堂 遠藤かつ子殿逝去
十月七日	天祐丸冷凍冷蔵(株)	代表取締役 尾形 清雄殿	ご尊父 尾形 孝三殿逝去
十月十四日	若生工業(株)	代表取締役 若生 保彦殿	ご母堂 若生 幸子殿逝去
株石巻精機製作所	代表取締役 松本 賢殿	代表取締役 松本 ご母堂	光子殿逝去

行事予定(12/1~)

12月 3日（月）	納税表彰者祝う会	18時	八幡屋
12月 4日（火）	女性部会 税務研修会	14時	石巻グランドホテル
12月 10日（月）	第4回正副部会長会議	12時	石巻グランドホテル
12月 11日（月）	県連第3回事務局長会議	10時30分	県連事務局内会議室
12月 11日（月）	県連第4回事務局職員研修会	12時	新仙台ビル 3階会議室
12月 12日（水）	女性部会 役員会	14時	石巻ルネッサンス館
12月 14日（金）	広報誌等封入作業		
12月 14日（金）	青年部会忘年会予定	19時	仙台市内
12月 15日（土）	インフルエンザ予防ワクチン接種	9時	石巻ルネッサンス館
12月 18日（火）	県連安間専務理事送別会		
12月 21日（金）	女性部会 フラワーアレンジメント教室	14時	かほくホール
1月 5日（土）	新年祝賀会（主催：石巻市 / 石巻商工会議所）	17時	石巻グランドホテル
1月 7日（月）	税務署長との新年懇談会	10時	石巻税務署
1月 16日（水）	県連合同委員会		
1月 23日（水）	全法連新年賀詞交換会		
1月 25日（金）	新春講演会並びに新年賀詞交換会	15時	石巻グランドホテル
2月 6日（水）	県女連部会長会議	12時	
2月 6日（水）	法人税務大学講座（8日までの3日間）		
2月 13日（水）	県連公益会計相談会	14時	宮城県連事務局 会議室
2月 22日（金）	県女連第3回連絡会		

各セミナー予定

- ・これだけは知っておきたい商取引に必要な法律知識 2月下旬
 - ・健康セミナー 2月下旬
 - ・新入社員講座 3月上旬

他講習会、会議等の日程は決まり次第随時お知らせいたします。



《漢字を使ったクロスワード・パズル》

今年は4年に1度のアメリカ（米国）大統領選挙があります。そこで、米国の「米」の字の音読み（ペイ）と訓読み（コメ）をヒントにクロスワード・パズルを解いてください。（タテ・ヨコのかぎは順不同です）。

- ◇法人会は「決められない政治からの〇〇〇〇〇、政治機能の回復」を求めています
 - ◇外形
 - ◇言うことありません=ノー〇〇〇〇
 - ◇医者に診てもらう人
 - ◇「〇〇より量」という人もいますね
 - ◇粗末な布団を〇〇〇〇布団といいます
 - ◇「三の〇〇」まである年は火事が多い?
 - ◇「〇〇にかじりついても…」
 - ◇ひしゃくの形をした〇〇〇七星
 - ◇二つのものにはさまれた部分
 - ◇七五三のお参りに〇〇〇飴を持った子供たち

[作者略歴] 藤木順平（ふじき・じゅんぺい=本名・藤田順一）。フリーランスライター。1976年早稲田理工学部卒業。

◆解答を書いたクロスワードを切り取るかまたはコピーして、ハガキに貼って、住所・氏名・連絡先をご記入いただき、法人会事務局へお送り下さい。正解者の中から抽選で3名の方に図書カード1000円分を、5名の方にエスタの商品券1000円分をプレゼントいたします。〆切は1月末日までとさせていただきます。

《ハガキ送り先》
〒 986-0032 石巻市開成 1-35 石巻ルネッサンス館内
（社）石巻法人会 クロスワード係